

平成13年 4月24日
福岡財務支局

[福岡財務支局長談話]

(株)十八銀行及び長崎三菱信用組合と長崎第一 信用組合の事業譲渡基本合意について

1. 本日、(株)十八銀行、長崎三菱信用組合及び長崎第一信用組合から、(株)十八銀行及び長崎三菱信用組合に対する長崎第一信用組合の事業譲渡について基本合意に達し、基本合意書が締結された旨の報告を受けたところである。
2. 長崎第一信用組合については、平成12年2月10日に、長崎県知事より、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第8条第1項に基づく処分が行われて以降、同組合の金融整理管財人の下で鋭意検討が進められ、この度、事業譲渡の要請を行っていた(株)十八銀行及び長崎三菱信用組合が、地域の金融秩序の維持と地元経済への影響等を勘案して、同要請に応じることとなり、本日、基本合意に至ったと聞いている。
3. 福岡財務支局としては、今後、事業譲渡が行われるまでの間、引き続き金融整理管財人による長崎第一信用組合の業務運営等が円滑に行われることを期待するとともに、当該事業譲渡基本合意に基づき、事業譲渡の手続きが円滑に進むよう、法令に基づき適切に対応してまいりたい。